

# 広島県教育委員会会議録

令和 5 年 1 月 1 3 日

広島県教育委員会

# 広島県教育委員会会議出席者名簿

令和5年1月13日（金） 13：04開会  
14：17閉会

## 1 出席者

教育長	平川理恵
委員	細川喜一郎
	中村一朗
	志々田まなみ
	近藤いずみ
	菅田雅夫

## 2 欠席委員

なし

## 3 出席職員

教育次長	濱本清孝
管理部長	小川元史
学びの変革推進部長	竹志幸洋
総括官（乳幼児教育）（兼）参与	重森栄理
理事	榑原恒雄
教育センター所長（兼）個別最適な学び担当課長	杉原満治
総務課長	杉本真一
秘書広報室長	糸崎誠二
教職員課長	松下大海
生涯学習課長	桑原智津子

## 教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第2号議案 博物館登録について	1
日程第3	報告・協議1 教育公務員特例法の一部改正に伴う研修推進体制について	3
日程第4	報告・協議2 広島県教育委員会の障害者雇用率について	5
日程第5	第1号議案 教職員人事について	7

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。  
直ちに日程に入ります。  
まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名を申し上げます。  
会議録署名者として、細川委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。

( 承 諾 )

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。  
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思います。いかがいたしましょうか。  
細川委員： 第1号議案は、個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思いません。  
平川教育長： ほかに御意見はございませんか。

( な し )

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。  
第1号議案の教職員人事については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。したがって、本日の議題は、第1号議案を公開しないで審議することといたします。

#### 第2号議案 博物館登録について

平川教育長： それでは、第2号議案、博物館登録について、桑原生涯学習課長、説明をお願いいたします。  
桑原生涯学習課長： 第2号議案、博物館登録について御説明申し上げます。

資料の1枚目を御覧ください。1の提案の要旨でございますとおり、今回、東広島市立教育委員会から申請がありました東広島市立美術館について、博物館法に基づく博物館登録原簿への登録を行おうとするものでございます。

博物館として登録されるためには、博物館法等に定める要件を備えている必要があります。博物館として登録されますと、美術品補償制度を利用できるなどの優遇があります。

東広島市立美術館は、昭和54年に県内最初の市立美術館として東広島市八本松に開館し、日本の現代版画、現代陶芸、地元ゆかりの作家の作品を中心に収集し、コレクション展及び特別展を行ってこられました。令和2年11月に施設規模を大きくした新美術館が東広島市の中心部であり東広島芸術文化ホールくららに隣接する西条駅前の文化ゾーンへ移転オープンしてから2年が経過し、さらなる魅力の発信と事業の充実を図っていく契機にしたいと今回申請が行われたところです。

資料の2枚目を御覧ください。博物館の登録につきましては、博物館法第12条に定める要件及び博物館の登録審査基準要項に定める要件を備えている必要がございます。今回申請のあった東広島市立美術館について、県立歴史博物館の学芸員資格を有する者及び生涯学習課職員により、実地調査及び書類審査を行ったところ、博物館資料、職員、施設、開館日数、いずれについても博物館として登録を受けるための要件を備えていると判断いたしました。

以上のことから、東広島市立美術館を博物館登録原簿に登録してもよいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 博物館法に定められた博物館と指定されることによって、文化財であるとか様々な資料に対しての保存とか、活用ということをしつかりと考えていただいている学芸員の配置ができるということもあるので、非常にいいことだと思っています。ましてや新しい建物の中にリニューアルしてということをお聞きすると、とてもわくわくするのですけれども、どれぐらいの方たちが年間利用してくださって、特に評判が良かったりとか地域の方たちに活用してもらっている資料があれば教えてください。

桑原生涯学習課長： 利用者につきましては、コロナの影響もございまして、資料の3ページ目にお示ししております。令和2年度の11月3日以降で1万7,000人、表にお示ししておりますとおり、令和3年度には開館から直後ということで人数が多かったのですけれども、令和4年度は今の時点、半年

で令和3年度の勢いは若干落ちてきているかなというところはございます。

いろいろな企画展を実施されておりまして、「PIXARのひみつ展 いのちを生み出すサイエンス」であるとか、テレビで話題になったようなものとコラボした企画をたくさん実施されていらっしゃるんですけど、そういうところではかなり人気があると聞いております。

中村委員： 内容は問題ないと思うのですが、むしろ今まで県の博物館登録されていないというのがなぜだろうという気もするのですが、その辺り、ほかにもこういった登録をすればいいのといった施設があるのではないかなとも思うのですが、いかがでしょうか。

桑原生涯学習課長： この東広島市立美術館に関しましては、もともと東広島市の八本松町にあった際には、学芸員が常駐していなかったということで、登録としての要件を満たしていなかったという事情がございます。令和2年に新館に移転をした際から学芸員の方が常駐されておりまして、各種手続、準備を進められて今回申請をされたという経緯になっております。

中村委員： ということは、登録して施設にあまり損がないとすれば、どこの博物館もできればしくて、要件が満たされれば申請してくると。一般的にそういうものだと思っておりますか。

桑原生涯学習課長： そのようになっております。

この度、令和4年4月に、博物館法が改正をされまして、また令和5年4月から新しい法の下で登録制度が始まりますので、それによってさらに今までできなかった株式会社であるとかそういったところが新しく美術館を登録されるという動きも出てくるのではないかと考えております。

中村委員： はい、ありがとうございます。

細川委員： 資料の1ページの1の(1)のところ、博物館資料として、「博物館資料は、質量ともに県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するのに足るものであって」というところがあるのですけども、ここの御説明では、何点の資料の種類及び数量というところで具体的な数字で御説明いただいているのですが、先ほど御説明の中にも常設と企画とあるとおっしゃったのですが、主にここで審査基準判断するに当たっては、常設展のほうに重点を置かれているものなのか、それと質としては東広島市立美術館についてどのようにすばらしいからというような具体的なものがあったのかということをお説明いただければと思うのですが。

桑原生涯学習課長： 登録に当たりましては、何点以上、美術品がないといけないという決まりはございません。中身に関しましては、一定の評価というか、美術館として機能しているかを判断するために、登録の時点の審査に当たっては、学芸員の資格を持った者が見て判断をするという法律になっております。そういったところで、東広島だからとかということではなく、一定の登録される美術館としての美術品として足り得るかどうかが資格を持った学芸員が判断をするという形で審査をさせていただいております。

細川委員： ホームページ等を見させていただいても、常設のすばらしい版画とか、あと今井政之先生はじめとする工芸、郷土ゆかりの作家の作品とかが多数収集とございますか、展示されているというところが質的なところ、それから量的なところも十分満足するに至るという判断をされたのではないかなと感じたのですが、東広島市民のみならず、やはり広く県民、国民に利用していただくための登録申請でもあると思うのですが、そういうところを、今後、県として関わっていかれるお考えとかあるのかなと思いますので、その辺りのところ、もしあればお聞かせいただければと思います。

桑原生涯学習課長： 現時点では、登録博物館を県の教育委員会のホームページで御紹介をさせていただいたり、こういった美術館が企画するいろいろな学びの場のようなものを生涯学習課で運営をしております。県民に対する学びの発信のサイトである「まなびナビ」で御紹介をさせていただいたりしております。

先ほど申し上げた今回の令和4年4月の博物館法の改正では、特に博物館等に求められる役割が多様化、高度化しているということ踏まえた改正となっておりますので、さらに住民、県民、市民のみなさまに、ただ絵を見ていただくだけではなく、様々な学びの場を提供していくとか連携していくというところに博物館の方も積極的に関わっていくことが求められておりますので、今後そういったことを、登録されている博物館等にも発信をしていきたいと考えております。

細川委員： 非常におもしろい、建物もそうですし内容もそうですので、是非たくさんの方がここで、先ほどおっしゃいましたように、学習もされいろいろお楽しみいただく時間が持てたらいいなと思いますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願ひます。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案どおり可決されました。

**報告・協議 1 教育公務員特例法の一部改正に伴う研修推進体制について**

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1、教育公務員特例法の一部改正に伴う研修推進体制について、杉原個別最適な学び担当課長、説明をお願いいたします。

杉原個別最適な学び担当課長： それでは、教育公務員特例法の一部改正に伴う研修推進体制につきまして、御報告をさせていただきます。

令和 4 年 5 月に教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律が公布されました。グローバル化や情報化の進展によりまして、教育をめぐる状況の変化も加速的に増している中で、教師自身も高度な専門職として新たな知識技能の修得に継続的に取り組んでいく必要が高まってきたところでございます。この度の法改正は、こうした新たな教師の学びの姿を実現するために、校長及び教員の研修等の記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備するとともに、教員免許状の更新制を発展的に解消する等の措置が講じられるものでございます。

教育公務員特例法の改正により、研修推進体制の構築について次の 2 点が求められております。一つは、教員の研修受講の履歴を残し、その研修履歴を活用して次にどういった研修を受講することで資質を高めていくのかを考えていくことでございます。もう一つは、この研修履歴を活用しまして、学校でいえば校長と教員の対話に基づく研修の受講奨励を行う面談を実施することが定められたものでございます。

本県におきましては、これまで人材育成の基本方針に基づきまして、教職員一人一人の能力や適正等に応じた研修を行うとともに、教職員自らが具体的な目標を掲げ、主体的に能力開発に取り組んできたところでございます。この度の法改正に伴いまして、本県のこれまでの取組をさらに充実させるものとしたしまして、別紙の実施要項を定めまして、取組を進めていくものでございます。

実施要項を御覧ください。本県におきましては、この要項に基づき受講奨励を進めてまいります。

この研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の目的につきましては、2 に示しておりますように、研修履歴を活用して、校長と教員の対話に基づく研修の受講奨励を行い、効果的かつ主体的な資質向上、職能開発を目指すものであります。

この受講奨励を実施していくに当たりまして、4 の役割に示しておりますけれども、県教育委員会は研修履歴の管理、作成及び県立学校長への研修の受講奨励等の指導助言を行うこととなります。また、市町教育委員会は管内の市町立学校長に、また、校長が教員への研修の受講奨励等の指導助言を行うということでございます。

2 ページの 6 (2) 方法及び時期を御覧いただきたいと思います。具体的には受講奨励の面談を年 2 回、年度当初と年度末に実施することとしたしまして、適切な指導助言を行いながら、校長及び教員の資質の向上を図ってまいります。

また、別冊のハンドブックを御覧いただきたいと思います。別冊のハンドブックにつきましては、この受講奨励が適切に実施をされまして、校長及び教員が自らの学びを振り返ったり、あるいは意欲を向上させたりすることを通じて、校長及び教員の主体的、自律的なキャリア形成につながるようにするために作成をしたものでございます。

今後は県立学校長や市町教育委員会を対象とした説明会を実施いたしまして、十分に理解を深めた上で研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励を進めてまいります。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 自己研さんの研修の在り方をどう考えるのかということで、そのためには積み重ねていくという記録を作っていくというのは非常にいいことだと思うのですが、方法論として、電子ファイル、エクセルに打ち込むわけですね。もう少しデジタル化は進まないものかと思いません。デジタルポートフォリオだとか、デジタルバッジだとかいろんな新しい資質能力を証明する方法というのが一般的に、しかも市場の中でより活用できるように、いろんなシステムがあると思うのですが、エクセルに打ち込むというのはどうなのかなど。新しくしていくデモみたいなものはあるのでしょうか。

杉原個別最適な学び担当課長： 令和 5 年度からこのシステムがスタートするわけでございますが、現状、私どもが持っております記録がエクセルのものと、データということになっております。現在、文部科学省が令和 6 年度から使用できるシステムを開発中と伺っておりまして、これは令和 5 年度中には示さ

れるといったこととございます。今いただきました御意見、何が網羅されているのかも含めて検討してまいりたいと思います。

志々田委員： よく分かりました。

中村委員： 私も研修、それぞれの皆さんが主体的に研修をされた記録というか、履歴を管理していくというのは大事なことだろうと、意味があることだと思います。ただ、これは教育公務員特例法の改正でこの方向でなくてはいけないということのようですが、大事なことは、やはり研修の中身であって、ここに書いてあるような面談を一律に義務的にやっていくということが果たして本当にいいのかどうかというところは、心配なところもあるのかなと思います。ただでさえ忙しい校長が、通常的面談とはまた別にこの面談を年に最低2回やっていくということになると思うのですが、もちろん意味がないとは言わないのですが、意味がある面談ができるようにしていくということが必要なと、やはり研修とは教育センターでやる研修だけではなくて、外部も含めて主体的にやっていくということですよ。その内容を後で教えていただきたいのが1点ですけど、面談して受けなさいと言うだけではなくて、せっかく履歴を取るのであれば、もっと体系的な、20年、30年教員をやっていく、キャリアプランというか、立場も変わっていく人も多いと思うのですが、そういう中このタイミングでこういう研修を受けてくださいということが決まっているのだらうと思うのですが、面談を受けなくてもどんどん受けなくなるような仕組みというのですかね。例えば民間企業でもあると思うのですが、一つは仕組みで受けなくなる、背中を押してくれるような仕組みと、あとは受けなくなる中身、それがなくてこの受講奨励だけやっても忙しい中義務的にやることになるのかなと少し心配されるのではないかと考えています。

杉原個別最適化学び担当課長： 今御指摘いただきましたように、現在、初任者研修に始まりまして、いわゆる指定研修と言いますけれども、決められた全員が必ず受けなければならない研修がございます。それから日常的に教育センター等が実施をしている研修等もございます。あるいは全国的に大学であったり研究会であったり、そういったところが開催する研究会等の場での研修もございまして、現在は校長が職員全員のいわゆる人材育成計画を作成しております。短期、中期、長期の視点で職員個々のキャリアをどのように伸ばしていくのかというものを校長が持っております。その内容につきましては、年間3回、業績評価に関わっての面談をしておりますけれども、そういった場面や、あるいは日常的なOJTの場面でこういった研修を受けたらどうかというような声かけは現状も行っております。これらのことにつきまして、校長の思いと、そして教職員自身が主体的に、今おっしゃるような学びを自ら進んで行くといいでしょうか、そういったものが計画的に進められるようにということで、記録を残しながら年度初めと年度終わりに計画として次年度へ向けてということでの面談を実施するといった流れで現在考えているところでございます。

中村委員： 下地があるということが分かりましたので、是非前向きに活用される仕組みになるということとを祈念します。

それで、今おっしゃった校長が管理している教員一人一人の人材育成計画みたいなものは、学校が変わったり校長が替わっても引き継がれていくものなのでしょうか。

杉原個別最適化学び担当課長： 人事異動に伴いまして、次の学校に引き継いでいくことになります。

中村委員： はい、分かりました。ありがとうございます。

菅田委員： 先ほど人材育成計画に関する面談を年に3回やられているとおっしゃいました。それで、今度は年2回の面談を、新たに追加ですか、それとも3回のうち2回は研修に関わることを面談の中に取り入れるということなのでしょうか。

杉原個別最適化学び担当課長： 現状実施しております3回の面談につきましては、いわゆる業績評価に伴う面談でございまして、職員個々が今年度の目標を立てまして、実行に向けて、実施するというような面談でございまして、それは年3回実施をしておりますが、年度初め、そして年度終わりの面談の後、引き続き行うような形を想定しております。

細川委員： 一つ目は書かれているように、普通免許状及び特別免許状の更新制発展的解消という目的もあるということとありますけれども、Q&Aの1-4にありますように、今までもしっかりと、先ほどからの御説明のとおり、研修とかいろいろなことはやってきていただいておりますし、今までと異なる点は何ですかということで、ここに御説明はされているのですが、先ほど今後、校長とか市町教育委員会に御説明をされるというところの中で、着実に進めていく上で、どのようなことを留意されたり気を付けていただいたり解決していこうと思われているのかもう一度、教えていただければと思うのですが。

杉原個別最適化学び担当課長： 今、Q&Aの1に触れていただきましたけれども、現状、それぞれ職員が自律的に研修を進めている部分もございまして、いわゆる校長の人材育成の見通し、あるいはこのタイミングでこの職員にこの研修を受けさせたいといったようなプランと申しませうか、そういったところと教職員自身が受けたい研修が必ずしも一致しない場合もございまして、その辺りを対話の中で計画的にその教職員が長いスパンで成長できるような研修を計画的に受けさせていく。そういったところを重点的に取り組んでいただきたいと思っています。

細川委員： 今までもいろいろな場面で教員の資質向上についてどのように考えて、どのようにしたらよいかということも議論をされてきたと思っているのですが、その辺りのところはしっかり御説明し理解をしていただきたいところもあるのですが、留意点の（４）にあるように、あまりこういうことはないのかなと思ったのですが、いわゆる受けないとか受けたくないという方については、校長を含め県教育委員会もその辺りのところではいろいろと御苦労とか御努力をいただくところでもあるかと思えます。このハンドブックも本県の独自のものももちろん入っていると思えますし、また本県のいろいろな事情を考慮したものも入っていると思うのですが、その辺りのところで特に配慮いただいたところがあれば教えていただければと思います。

杉本総務課長： 文部科学省が示しておりますガイドラインを基にして作成したものでございますけれども、現状、本県が持っている研修履歴であったり、現在進めている人材育成であったり等々、取組を行っておりますので、それを踏まえて本県版ということで作成をしたものでございます。

また、先ほどの留意点（４）等々につきましても、校長先生と教育委員会とでしっかりと協議をする中で、できる限り自発的に研修を受けていただくような取組を進めていくということが原則でございます。

細川委員： よろしくお願いたします。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

（ な し ）

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

## 報告・協議２ 広島県教育委員会の障害者雇用率について

平川教育長： 続きまして、報告・協議２、広島県教育委員会の障害者雇用率について、杉本総務課長、説明をお願いいたします。

杉本総務課長： それでは、広島県教育委員会の障害者雇用率につきまして御説明を申し上げます。

１ページを御覧いただければと思います。令和４年12月23日に厚生労働省が令和４年における国や地方公共団体などの障害者雇用状況の集計結果につきまして公表したタイミングと合わせまして、県の教育委員会の状況を取りまとめたものでございます。

２の障害者の雇用状況についてでございます。令和４年６月１日現在の実雇用率につきましては、表の左からＡＢＣとございますけれども、Ｃ列の太枠囲みのところに令和４年６月１日現在のところがございます。２.６９％となつてございまして、以前、水増しと報道等でありましたけれども、平成30年度の1.37％から1.32ポイント上昇してございます。昨年度の2.68％からは0.01ポイントの上昇ということでございます。また、全国平均の2.26％を0.43ポイント上回っておりまして、都道府県等の教育委員会の法定雇用率2.5％でございまして、これを0.19ポイント上回っている状況ということで、引き続きかなり上回っているところでございます。

２ページをお開きいただければと思います。３のこれまでの取組状況でございます。（１）でございますけれども、教職員としての採用というところで、教員採用試験につきましては令和元年度から、行政職員採用試験につきましては令和２年度から、それまでの身体障害者の枠に加えまして精神障害者、知的障害者を対象とした試験を実施しております。

それから、非常勤職員としての採用でございますけれども、（２）でございます。本庁の教育委員会事務局につきましては平成30年度から、教育事務所等の地方機関、あるいは教育機関等につきまして令和元年度からワークサポート職員といたしまして印刷ですとかデータの入力ですとか、あるいは発送作業といった業務に取り組んでいただいている状況でございます。

加えまして、（３）でございますけれども、令和元年度から全ての県立学校におきまして学校事務アシスタントということで、教職員の教務補助、あるいは校内環境整備などの業務に取り組んでいただいているということで、学校現場における働き方改革の一助となっている状況でございます。

今後も引き続き障害のある方の就業を含めまして、定着を図るとともに、働きやすい就労環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いたします。

近藤委員： 今後の対応のところ定着を図るとともに、働きやすい就労環境の整備に努めるとして下さっているのですが、定着の状況が現状どのようになっているか教えてください。

杉本総務課長： 環境も施設設備面みたいところは、やはり働きやすいようにということで、雇用する場



合には学校等から要望が上がってきます。これは施設課で個別に対応することになっているのですが、加えて、初めてこういった学校で働くということで不安等もあったり、あるいは管理職から基本的に指示をしていただくとか、あるいは相談はこの方にしてほしいというのが統一的に扱うといった形で対応いただいているところがございます。ただ、それでも学校によっては管理職の方に職員が話づらいといった声があったり、お互いに意思疎通がなかなかうまくいかない場合もあるので、この場合に限らず、定期的に事務局の職員が学校の方にまいりまして、本人と面談をして、何か困っていることがないかということを知り、それを基にまた管理職とコミュニケーションを取って改善を図っていく取組を行っております。

近藤委員： 教育委員会で採用というか一旦雇用された方が結構長く勤めていただいている状況が多いのか、それともなかなか定着は難しいのか、実態としてどんな感じなのでしょうか。

杉本総務課長： 令和2年度につきましては16名の離職ということで、離職率が9.5%と3年度は15人で8.7%と、今年度につきましては厚労省のまとめました6月1日現在ではまだ離職はないという形です。

近藤委員： 離職率の低下のためには教育委員会としてもいろいろ工夫をされているのだと思うのですが、西特支を訪問させてもらった時だったか、卒業生の方がアシスタントか何かで雇用されていたような気がするのですが、教育委員会特別支援教育という専門的なノウハウみたいなものもありますし、多分そういったものも、これまでも活用されてきているのだと思うのですが、定着を図っていただけたらと思います。

杉本総務課長： 先ほども申し上げましたけれども、事務局としても学校の支援等も図っていきますし、できるだけ定着できるように取り組んでいきたいと思っております。

近藤委員： お願いします。

中村委員： 質問ですが、これまでの取組状況にあるワークサポートステーションのスタッフとか学校事務アシスタントというのは、採用を障害者に限っているものがあるのでしょうか。

杉本総務課長： これについては障害者の方を雇用するという形で募集をかけてございます。

中村委員： はい、分かりました。

細川委員： 私も近藤委員のように定着がどの程度かなというのも心配していたのですが、たしか今年の県教育委員会のホームページの障害者雇用のところに新卒から平成16年より以前に生まれた方ですとかということになると、新卒に限らず、既卒というか、どこかでお勤めになられていた方とかいろいろな方々の応募、採用を思われているところもあると思うのですが、ここ数年間、いわゆる既卒といった方々というのは結構いらっしゃったのですか。

杉本総務課長： 基本的に既卒の方が多いという状況でございますけれども、新卒の方も中におられるといった感じでございます。

細川委員： 公私の違いはあるとは思いますが、一般就労で特別支援学校からの就職をしている生徒もたくさんいる現状で、既卒で企業に入ってもう一度学校にという方も中にはいらっしゃるかとは思いますが、今いろいろと就職でお世話になっていたりする企業様、例えばそういう企業様とかと雇用する上で、注意しなければいけないこととか、うちはこうやっているよとか、そういう民間のアイデアとか手法などを県教育委員会として聞き取ったり、反対に情報交換したりすることというのはあるのですか。

杉本総務課長： 今そういったことはやっておりませんので、御意見を踏まえて検討してまいりたいと思っております。

細川委員： 一般就労しても二、三年で辞職してというような生徒さんもお聞きするのですが、保護者の方もいろいろと御心配の中で、教育委員会としてもいろいろと就労の場もあるとか、情報交換みたいなものもあれば、学校もその子の特性をよく知っているでしょうし、そういう意味では、活躍をしてくれる場面も増えると思うので、今後、もし可能でしたら、そういう離職をする人対象ではないですが、民間に勤めていることも踏まえて、企業間と県教委の情報交換みたいなものをしていただければと思います。

平川教育長： ありがとうございます。

志々田委員： ワーストに近かったものがここまで上がってきて、いろいろほかの都道府県からも広島県のやり方について問合せがあるとお聞きしましたので、とてもいい取組だと思っております。

ここで働いてくださっている皆さんがもっと働きたいと思ったり、うちの職場いいからみんなも来ないかと言ってくれるためには、仕事はどうあるべきかということと、働くためには充実した生活があったりだとか、福利厚生が重要になってくると思うので、是非同じ障害を持ちながら同じような形の職場で働いている皆さんのサークル活動だとか、一般の教職員にもあるような福利厚生みたいなものに近いような仕組みを整えていったり、御紹介をしていったりと、楽しく働き楽しく生活できるように、この仕組みがもっともっと充実していけばいいなと思っていました。現時点でそうした同じ働く人たち同士のつながりとか情報交換の場みたいなものというのはあったりするのでしょうか。

杉本総務課長： 今そういう形で特別に設けているというのはございませんので、御指摘を踏まえまして、検討してまいりたいと思っております。

中 村 委 員： 学校事務アシスタントの場合ですけど、基本的には各学校1人ということで、採用は学校でやっているのですか、それとも県教育委員会でやっているのでしょうか。

杉本総務課長： 学校に1人ですけども、規模の大きいところでは2人の学校もございまして、採用につきましては、御指摘のとおり、各学校で手続をいたしております。

中 村 委 員： 各学校1人だけ障害者を採用して働いてもらっていると、環境、学校も違ったり対応が違ったりすると、やはり働きやすさに関わってくる問題だと思うのですが、その辺り情報共有というか、対応についてはまとめて対応されているということでもいいですか。学校任せにはしないで。

杉本総務課長： 先ほど申し上げましたように、各学校に事務局の職員も回ったりして個別に面談もしておりますので、そういうところで、こちらも聞きますし、こちらからも情報をお互いに行っておりますけれども、先ほど志々田委員からありました当人同士の関わりみたいなことはやっておりませんので、交流についてはまた検討してまいりたいと思います。

中 村 委 員： ちなみにエリア的なものもあるかもしれませんが、募集しても応募がなかったり採用ができない学校というのはやはりあるのでしょうか。

杉本総務課長： やはり地域的になかなか人が見つからないというような状況があるとお聞きをしております。

中 村 委 員： これは決して障害者をただ雇用するためだけではなくということではなくて、学校の事務の合理化ということの意味があると思いますので、通勤方法なのか何かを改善すれば採用できるということかもしれないので、是非御検討いただければと思います。

杉本総務課長： 御指摘のとおり、学校からは非常に助かっているという声もたくさん聞いておりますので、何とか集まりにくいところへもどういったことができるかというのは検討してまいりたいと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。  
続いて、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席のほどお願いいたします。

(13:50)

【非公開案件】

**第1号議案 教職員人事について**

県立学校教諭のSNSを利用した所属校の生徒との私的なやりとりに係る人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(14:17)